

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	商品券(スマイルチケット)発行事業	①地域で使える商品券(スマイルチケット)を市民及び本市の市立大学に通う学生に配布することで、市内の生活者に対する食料品をはじめとした物価高騰への支援を行うとともに、地域における消費を喚起する。 ②地域で使える商品券(スマイルチケット)5,000円分/1人を配布するための経費。 ③ 総事業費 350,155千円(R7実施計画分を除いた50,155千円が交付対象経費) 以下、事業費積算根拠。 【職員の時間外手当】1,580千円 本事業に必要な時間外勤務手当 職員時間外手当2,500円×60時間×10月 会計年度任用職員1,600円×5時間×10月 【消耗品費】100千円 本事業に必要な消耗品 【印刷製本費】7,222千円 商品券、取扱店舗広告ツール等印刷 【通信運搬費】14,205千円 商品券の発送、取扱店舗へ必要書類等発送費用 【広告料】198千円 取扱店舗募集、商品券利用期限周知等広告 【手数料】16,418千円 金融機関換金手数料 50円×298,500枚×1.1 【コールセンター業務委託料】2,000千円 商品券に関する市民からの問い合わせ対応業務の委託(運用準備経費、TEL人件費等(コール開設期間2か月)) 【帳票類印刷・封入等委託料】6,500千円 商品券発送に際しての封入、封かん等業務委託(送付用封筒、パンフレット等製作、伝票作成、封入封かん仕分け作業等) 【商品券発行事業負担金】301,932千円 商品券換金、商品券計数業務 商品券換金 1,000円×298,500枚 商品券計数業務委託に係る経費 3,432千円 歳入(その他に記入) 重点支援地方創生臨時交付金(R7実施計画)300,000千円 ④住民基本台帳に登録された市民、本市の市立大学に通う学生、商品券取扱店	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食実施事業(物価高騰分・小学校分)	①小学校給食において、食材の価格高騰により不足する学校給食の賄材料費を増額する事業であり、給食費負担軽減交付金による支援額を超える部分について重点支援地方交付金を活用することで、物価高騰の影響を受ける保護者に負担がかかることを防ぐとともに給食の適切な実施を維持する。 ②小学校の給食費の物価高騰分に係る費用。 賄材料費に交付金を充当。(教職員分は除く。) ③小学校分賄材料費 26,600千円 ※給食費負担軽減交付金による支援額を超える部分について重点支援地方交付金を充当する。 ④市内小学校に通う児童及びその保護者。	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食実施事業(物価高騰分・中学校分)	①食材の価格高騰により不足する学校給食の賄材料費を増額することで、物価高騰の影響を受ける保護者に負担がかかることを防ぐとともに給食の適切な実施を維持する。 ②中学校の給食費の物価高騰分に係る費用。 賄材料費に交付金を充当。(教職員分は除く。) ③中学校分賄材料費 31,237千円(全額が交付対象経費) ④市内中学校に通う生徒及びその保護者。	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	入学祝金給付事業	①小・中学校入学を迎える児童・生徒の保護者に対し給付金を支給することにより、物価高騰に直面する子育て世帯の小・中学校入学準備に係る経済的な負担の軽減を図る。 ②小学校及び中学校入学を迎える児童及び生徒の保護者への5万円の給付金。及び給付するための経費。 ③総事業費 44,296千円(全額が交付対象経費) 【給付金】44,000千円 小学校分 50千円×370人＝18,500千円 中学校分 50千円×510人＝25,500千円 【通信運搬費】198千円 【消耗品費】58千円 【印刷製本費】40千円 ④小学校及び中学校入学を迎える児童・生徒の保護者	R8.4	R9.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費助成事業	①物価高の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。 ②小小学性及び中学生の医療費 ③【歳出】 子ども医療助成費 131,000千円 (うち、下記1,000千円を差し引いた130,000千円が交付対象経費) 【歳入】 ・高額療養費 1,000千円 ④市内の小学1年生から中学3年生までの児童・生徒及びその保護者	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	福祉医療費助成事業(単市)	①物価高の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、県制度の乳幼児医療費助成に上乗せし、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。 ②乳幼児の医療費 ③【歳出】 乳幼児医療費 31,000千円 (うち、下記1,200千円を差し引いた29,800千円が交付対象経費) 【歳入】 ・高額療養費 1,200千円 ④市内の乳幼児及びその保護者	R8.4	R9.3